

平成31年第1回砂川市議会定例会
第2予算審査特別委員会

平成31年3月8日（金曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第13号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市がん対策推進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第25号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

議案第 7号 平成31年度砂川市一般会計予算

議案第 8号 平成31年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9号 平成31年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第10号 平成31年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 平成31年度砂川市下水道事業会計予算

議案第12号 平成31年度砂川市病院事業会計予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 辻 勲 君
 委員 増井 浩一 君
 増山 裕司 君
 佐々木 政幸 君
 水島 美喜子 君
 沢田 広志 君

副委員長 武田 圭介 君
 委員 多比良 和伸 君
 中道 博武 君
 武田 真 君
 北谷 文夫 君
 小黒 弘 君
 (議長 飯澤 明彦)

○欠席委員 (0名)

○ 第2予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	善岡 雅文
教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井 久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸 誠一
総務部 兼 会計管理 部長	熊崎 一弘
総務部 審議 監	近藤 恭史
総務課 長	東 正人
市長公室 課 長	安原 雄二
政策調整 課 長	井上 守
庁舎建設推進 課 長	畠山 秀樹
庁舎建設推進課 副審議 監	徳永 敏宏
会計 課 長	大西 俊光
市民部 長	大峯 田興
市民生活 課 長	佐藤 哲朗
税務 課 長	堀田 一茂
保健福祉部 長	中村 一久
社会福祉課 長	斉藤 隆史
兼子ども通園センター 所長	
介護福祉課 長	吉川 美幸
兼ふれあいセンター 所長	
ふれあいセンター 副審議 監	松原 明美
経済部 長	福士 勇治

商工労働観光課長	為 国 修 一
商工労働観光課副審議監	岩 淵 真 里 子
農 政 課 長	小 林 哲 也
建 設 部 長	湯 浅 克 己
建 設 部 技 監 長	荒 木 政 宏
兼 土 木 課 長	
土 木 課 副 審 議 監	金 泉 敏 博
建 築 住 宅 課 長	金 丸 秀 樹
建 築 住 宅 課 副 審 議 監	洪 谷 正 人
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 審 議 監 長	
兼 医 事 課 長	山 田 基
管 理 課 長	為 国 泰 朗
管 理 課 技 術 長	大 内 文 雄
経 営 企 画 課 長	洪 谷 和 彦
地 域 医 療 連 携 課 長	山 川 和 弘
研 修 管 理 室 副 審 議 監	森 田 康 晴
附 属 看 護 専 門 学 校 副 審 議 監	細 川 仁

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長	河 原 希 之
学 務 課 長	安 田 貢
社 会 教 育 課 長	
兼 公 民 館 長	今 崎 大 三
兼 図 書 館 長	
学 務 課 指 導 主 事	松 田 安 弘
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 々 木 純 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	橘 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	東 正 人

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小 林 哲 也

7. 本委員会の事務に従事する者

事	務	局	長	和	泉	肇
事	務	局	次	川	端	人
事	務	局	主	山	崎	彦
事	務	局	係	渡	部	樹

開会 午後 2時27分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから第2 予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

第2 予算審査特別委員長には辻勲委員、同副委員長には武田圭介委員を指名します。

休憩 午後 2時27分

〔委員長 辻 勲君 着席〕

再開 午後 2時28分

◎開議宣告

○委員長 辻 勲君 直ちに議事に入ります。

○委員長 辻 勲君 本委員会に付託されました議案第13号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市がん対策推進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第25号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について、議案第7号 平成31年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成31年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成31年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 平成31年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 平成31年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 平成31年度砂川市病院事業会計予算の19件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて債務負担行為、地方債及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法を進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第13号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 砂川市がん対策推進条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 がん対策推進条例の関係なのですけれども、今回受動喫煙の関係で健康増進法が改正されたことでこの条例の改正案が上がっているのですが、ご承知のように、がん対策推進条例をつくる时候にもいろいろな議論があったのですけれども、確かに受動喫煙は今、国を挙げて受動喫煙を防止するような取り組みを推進していこうというような流れはあるのですけれども、一方であくまでも受動喫煙防止条例ではなくて、がん対策推進条例でありますから、その目的の中においてはあらゆるがんに対応して条例をつくっていかないといけないと。砂川市のがん対策推進条例の一つの目玉として受動喫煙の防止があったのですけれども、余りここが強調されていくと、ほかにもがんの要因となるもので例えばアルコール、飲酒ですね、そういったものもがんを誘発するリスクとしては挙がっていますし、さらにはWHO、世界保健機構でがんを誘発するリスクとして108の科学的な根拠があるものが挙がっているのですが、その全てとは言いませんけれども、同じように対策を取り組まないといけない課題については同じような土壌にあるわけで、それが余りここに詳しく書いていくと、がん対策条例の中にそういったものも今後入れていくことになってしまうとだんだんがん対策の目的がぼやけていってしまうのかという心配もあるのですけれども、その辺は原課として今回のこの改正案を上げる上でどういうように協議をしてきて、こういう形で提案したのかをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 今回のがん対策推進条例の第11条、受動喫煙の防止対策の推進という改正でございます。おっしゃられたとおり、健康増進法が改正されて、ことしの1月24日から段階的に施行がされます。この施行の中で、過料ではございますが、罰則の規定がつくものもございまして、国または地方公共団体の責務等が新規で規定された。そういったことによりまして、この第11条と改正される健康増進法の整合性をとると、そういった理由で今回改正をさせていただいたということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 改正に至る経緯はもちろん納得のいく今の答弁であったとは思いますが、ただ先ほど申しましたように、がんのリスクといったものは受動喫煙とか喫煙だけではなくて、アルコールですとか、ほかの要因もあるでしょうし、何度も申し上げますけれども、条例ですから第1条に目的があって、その中には受動喫煙だけではなくて、むしろがん対策全体のことが書かれているわけであって、殊さら健康増進法と整合性をとるためにこの条文を直したのはいいのですけれども、ただ余り受動喫煙のところだけが強調されていくと、最初の質疑で申しましたようにほかのがんのリスクを高める要因もあるのだから、それだったらがん対策の中にどんどん加えていくべきではないかという議論もできてしまう。ところが、それを加えていってしまうと、砂川市のがん対策の柱に何を据えていくのかというのがぼやけてしまうことにもなりかねないので、これに別に反対とかというわけではないのですけれども、手法の一つとしてはむしろ今回のこの改正を機に受

動喫煙のところを抽象的な形に直して、削除するのは私は問題があるなと思っておりますし、砂川市の条例の特色ですから。ただ、これを抽象的なものにした上で、受動喫煙については別建ての独立した受動喫煙防止条例みたいな形でまとめていくようなやり方もあったのかと思うのです。

そういうようなやり方をすれば、砂川市のがん対策推進条例と受動喫煙については法に基づいて受動喫煙防止条例、それで砂川市は保健福祉や健康増進についてもそういったところ力を入れていきますという、まさに2本柱としてそういったものができたのかと思うのですけれども、今回それは上程されていないので、そういった議論はこの条例を起案するときにふれあいセンターと保健福祉部、その中ではそういったことは特に議論されてきたりとか、意識されてくるというようなことはなかったのかどうかその辺はいかがですか。

○委員長 辻 勲君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 あくまでも本条例についてはがん対策ということで、今委員さんおっしゃられるとおり、がんのリスクはたばこだけではなくて、お酒であったり、生活習慣病というようなところで多岐にわたりますので、そういったことについては、たばこにかかわらず観点に入れて検討してまいりました。ただ、今般のがん対策推進条例の改正につきましては、あくまでも法との整合性をとるのが第一の主眼でありましたので、こういったところで改正の準備を進めてきたところでございます。ただ、がん対策は、先ほども申したとおり多岐にわたりますので、いろいろな手法があると思います。ただ、私どもが今進めているのは検診と、あとは始めたばかりですけれども、若年者からの啓発ということで、小学生からそういった啓発を始めようとして取り組み始めているところでございます。受動喫煙は確かに重要なところでございまして、道でも道条例の策定について検討するようなお話も伺っておりますので、今後そういった動向も注視しながら、どういった手法ががん対策にとってベストな手法なのかは検討を継続していきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 条例の関係はそのようにしていただけるということでわかったのですけれども、この条例が仮にこの委員会の中で可決をして、本会議に戻って可決をすると一部改正が認められたことになるのですが、今までもやっている。今も答弁にあったように、がん教育とかもやっているのですけれども、この条例の改正を機に、中央のほうでも力を入れている、北海道でも力を入れている受動喫煙の防止といったことを事業者さんですとか、施設を管理する方、公共施設は必ずしも砂川市が直営でやっているものだけではなくても公共的な施設はあるものですから、そういう事業者さんですとか、民間会社もそうですけれども、そういったところに改めて砂川市の条例の中でも改正をしたことを周知することによって、意識の啓発活動をやっていく節目になると思うのです。条例改正というのが一つの契機になるわけですから。その辺の取り組みは、今原課でどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 今般の法改正によりまして、喫煙をする方に対する罰則も設けられましたし、また多くの者が利用する施設といったものを管理する側の対策も法で定められたわけでございますので、そういった部分につきましては市の広報等を通じて広く周知してまいりたいと考えておりますし、またがん対策、そういった啓発の中で、市の役割であったり、事業所の従業員を使用する側としての事業者としての役割、また多くの方が利用する施設を管理する方の役割というのは十分関係者等と連携しながら周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。議案第7号 平成31年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

84ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、88ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 99ページです。第7期総合計画策定に要する経費476万円のことでお伺いするのですけれども、委員報酬になっているので、これは新年度から始めることなのか、具体的なスケジュールというか、教えていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 第7期総合計画のスケジュールも含めてということでございますけれども、スケジュール的には審議会については9回する予定でございます、そのほか部会につきましては6回になります。審議会の委員につきましては21名でございますが、1人が2つの部会をかぶる形をお願いすることになってございまして、回数的にはその分が予算計上されているものでございます。

それから、全体のスケジュールまで申し上げますと、まず4月に委員の公募をしまして選考するわけでございますけれども、それが決定した後の5月に審議会を設置していく形になります。それから、市民アンケートを5月に開催しまして、6月には市民意見の募集、それから6月にはもう一つ、部会の設置という形になってございます。あと、7月には子供ワークショップ、11月には市民の懇談会、それから各種団体との意見交換をする予定でございます。12月には、審議の中間報告という形で市議会にご説明する予定でございますが、その間常任委員会にはその進捗状況を報告するというような予定でございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 委員が4月に公募されるということで、21人、大体今まででいくと各団体から選んできたり、一般的な公募する委員さんは大体何人ぐらいと考えているのですか。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 公募委員は、学識経験を有する者、それから公共的団体の代表者で委員が決まっているのですけれども、そのほか公募委員で、その他市長が認める者が7名程度と考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 細かいのですけれども、95ページの会計事務に要する経費で指定金融機関派出事務取り扱い手数料で、人件費というようなことで説明を受けたのですけれども、具体的にもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 指定行の部分についてでございます。全国的にも銀行自体の経営が非常に大変だということもありまして、全国的な状況のようでございます。当市においても、北洋銀行さんが長く指定金融機関ということで市金庫派出も取り扱いをしてい

ただいているのですけれども、市金庫の取り扱い、職員を派遣していただいて市のお金を取り扱っていただいているのですけれども、一切無償で対応していただいたところなのですけれども、金融機関全体の流れとして、職員を雇ってここに派遣しているわけですので、幾らばかりかの負担をお願いしたいということでお話がございます、31年度から負担するような準備で入ったところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、今まで無償でやっていただいていたということですね。この点についてはわかりました。

続きまして、公用車の関係でお伺いしたいと思ったのですけれども、今回防災対応で新たにスピーカー6台導入されると伺いましたが、もう少し具体的にお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 災害時に市民に広報を行っているのですけれども、これは広報車で回っているわけなのですが、今現在つけているスピーカーが音が小さくて聞こえづらいとも聞いておりましたので、今は1台につき10ワットのスピーカーを2個つけて走っており、このスピーカーを10ワットから20ワットに上げて、この20ワットのスピーカーを2個、今は広報は6班体制で回っておりますので、6台分。あと、スピーカーのほかに、スピーカーだけ大きくてもだめなので、アンプも一緒に購入するような形になってございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 これまでも大雨とかで聞こえにくいというようなお話が委員会等でも指摘があったと思うのです。これは20ワットで大丈夫なのですかという話なのですけれども、その辺の検証といいますか、災害時の適切なワット数の算定とか、具体的に何か専門家のご意見を伺ったとか、その辺は詳しく検討されたのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 今回10ワットから20ワットに上げるに当たって、例えば専門家の意見を聞いたわけではないのですけれども、ただ広報をする上でこれは防災の担当のほうもいろいろ考えておまして、今まではルートが6ルートは決まって走って、速度も落とした中で、あと住宅密集地についてはさらにとまって周知をしておりました。ただ、今回は、スピーカーのワット数を上げるということと、あとさらに6ルートをもっときめ細やかに、今回は自動車の速度も決めて、あととまる場所も決めたということで、対応していこうと考えております。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 103ページ、二重丸、旧焼山線バス代替タクシー運行に要する経費ですけれども、希望学院がありますけれども、こちらのほうはバスはあるけれども、運転手

の確保がなかなか難しいという話を聞いておりましたけれども、その後どのようになったのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 今年度から代替タクシーの制度をつくりましたけれども、乗合タクシーとは違う形で新たな制度を設けたわけですがけれども、希望学院さんは焼山線のバスを大変利用されていたのですけれども、地域説明会とあわせて希望学院さんにも数回伺ってお話をさせていただきまして、今新しくつくる制度をご利用されるのかというような確認等を行ったのですけれども、希望学院さんの的には、生徒さんは今は送迎バスがありますので、そちらを優先して利用するというようなことで、こちらの新しい制度は今のところは使う予定はないということでお話は聞いております。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 その点についてはわかりました。

あと、当該の町内会の皆さんには説明済み、あるいは周知済みと理解してよろしいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 地域の方には説明会を2回ほど行っておりますけれども、今回この内容で議決された後には3月いっぱいバスが廃線されますので、4月からになり、早速町内会に周知をして、また改めて制度の説明と利用の申し込み等をその会場で受け付ける予定でおります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 まず、89ページの町内会館建設等に要する経費で補助金29万円ほどが計上されているのですけれども、これは補正予算のときはいろいろと町内会から申請が上がって、それに対応してということになるのでわかるのですが、毎年度これはこういったものを想定しているか。今さらといったところもあるのですけれども、ある程度経年劣化の修繕とかを見込んでこういったものが計上されているかどうかということなのではあるけれども、その辺の中身的なものをお伺いします。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 今回の29万円は、修繕1件と消防設備点検3件でございます。この修繕につきましては、宮下会館で、今回は屋根の塗装でございます。これにつきましては、町内会館は町内会の所有ですから、今年の11月に新年度に向けて何か整備がないかと町内会に聞いておまして、そこは町内会が計画的に修繕等を行っております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、昨年度にそういう要望が上がっていて、次年度以降に市の中でも協議をして、どれだけの補助金を出すかを協議した上で今回予算として計上されていると。消防設備の点検というのは数年に1回必ずあるわけですから、それも予測され

ている中でこういった補助が出ているという理解でいいのか。つまりこの金額というのは、多少年度によっては増減があるものだという理解でいいのかどうかというのだけ確認をさせていただきます。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 まず、補助金の補助率なのですけれども、この修繕に関しましては全事業費の中の3分の2を補助しております。あと、消防設備点検につきましては10割補助となっております。消防については今3つ町内会があるのですけれども、これについては消防点検は毎年ということで、今回は修繕もあわせてなのですけれども、町内会のほうから申請があって、予算を計上するというような中身でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。

次に、93ページ、広報業務に要する経費ということで、広報委員業務謝礼420万5,000円が計上されているのですが、先ほど条例を改正して、もう可決しましたので、まだ本会議では通っていないのですけれども、委員会では可決しましたので、広報区の設置について緩和という言い方がいいのかどうかかわからないのですけれども、要はなり手が不足しているといったこともあって条例を改正したのですけれども、そうなる今お願いしている広報委員さんの中では今までのエリア以外のエリアも担う人も出てくるのかという気がするのですけれども、その辺はこの謝礼のところでは何かそういう連動、この条例改正にあわせて、例えば担当範囲が広がったことによって謝礼が上がるとか、そういったものが連動しているのがあるのかどうかその辺はいかがですか。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 今回の条例改正は、もちろん広報委員さんの担い手不足ということなのですけれども、今の条例では自分が住んでいる広報区で広報委員になれないと、そういった広報区がありまして、実際のところ2名、今広報委員さんがいない広報区がございます。毎年広報委員会議を秋ごろやっているのですが、その中で今年度は何名ぐらゐの広報区が変更になりましたというお話をしたときに、実は自分の同じ町内会で広報委員のなり手がいるのだけれどもというお話をいただきました。ですが、今の条例では隣の広報区に広報委員として行くことができないので、そこから今回の条例改正となっております。今のところ想定しているのは、自分の広報区がもし担い手がないときにほかの広報区から手を挙げてもらう方を想定しております。ただ、委員さんおっしゃったような自分で2カ所やりたいということは条例上不可能ではないので、そういったときには世帯を合算して、世帯ごとに報償の額が決まっていますので、合算した方がいいのか、それとも今までどおり区ごとに2つ合わせた形で報償をするのかというところはまだ決まっていませんというのが現状でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。ただ、心配しているところは、広報委員さんだけではなくて、民生児童委員さんとかもそうなのですから、保護者の方も含めて市内のなり手といったものが、皆さん本業をお持ちの方ですとか、高齢化をしてみたりですとかがあって、業務の割には自分の時間を割いて行くといったことが難しくなってくる方もいらっしゃると思うのです。先ほどの答弁で想定しているという事例であれば、今自分のいる広報区の中によその広報区を担当してもいいよという希望の人がいて、そちらのほうに回すということは今回の条例改正で確かに対応できますが、そもそも論として広報委員で配るのが大変だよということで、どここのところからも後任があらわれないとか、今現在務めている方も例えば体に無理がきかないとか、家庭の事情で砂川から離れてしまうとか、いろいろな事情があって広報委員として続けられないという方があらわれたときに、今いる既存の広報委員さんたちの中でもそこは引き受けてあげてもいいよと。でも、多分それは決してボランティアにはならないと思うのです。

その辺先ほどの答弁を聞いて安心したのは、条例上かちっと決まっているものではないですから、合算するのか、それとも広報区単位で出ていた謝礼を検討しながらやるのかというのはこれからの内部での検討もできるのかと思っておりますけれども、ただ一方でそういう事態も今後ますます人口が減ったりとか、高齢化が進んでいくと必ずしも考えられない事例ではないので、ぜひともその辺は少し意識をして検討を加えていただきたいと思います。多分今そういう事例がまだ発生していないですから、そこで具体的なものを求めても答弁としては具体的なものは返ってこないと思うのですけれども、ただそういう事例が想定されるということも今ここで顕在化させましたので、何かの機会ではそういったことも検討を加えていただきたいと思います。

それから次に、97ページなのですけれども、これもそもそも論になってしまうのですが、炭鉱の記憶推進事業団負担金として2万円ほど出ているのですけれども、砂川市に特に炭鉱があったわけでもなくて、これを負担金として今出しているといった経緯というか、この負担金によってどんな事業が行われているのかというのがわかれば、教えていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 炭鉱の記憶推進事業団の負担金ということなのですが、今炭鉄港という形で事業化してございますが、空知総合振興局が当初メインだったのですけれども、今はNPOの事業団が開催している事業でございまして、砂川市の2万円の負担といたしますのは、空知管内の各市町の負担金ということで均等割でお支払いしてございます。中身の事業につきましては、NPO法人の負担金でございまして、砂川市のかかわりとしましては、炭鉱の記憶ということで炭鉱の記憶遺産を今事業化しているところでございますけれども、砂川市の場合は今現在もまだ火力発電で実際に石炭を使っているというようなことと、それからスイートロードの構想の中で、炭鉱施設従業者というので

すか、労働者が疲れたときの甘味という形でできたというようなエピソードを盛り込みながらまちづくりを進める形で砂川市としてはかかわっているという状況でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、砂川に炭鉱があったわけではないのですけれども、一応今答弁にもあったように、確かに火力発電所も近隣の産炭地の露頭炭を使っていたりとか、スイートロードの一つのストーリーが炭鉱労働者が甘味を求めてといったところも今砂川市として推進をしているのでわかるのですけれども、この負担金は空知管内に等しく均等で出ているのか、それとも中空知だけのものなのか、炭鉄港に加盟している団体だけのものなのかということなのですか、要はお金を出しているところが連携して、行政としてです。NPOとしてではなくて、行政として連携して何か統一的な事業とか、そういったようなものをやろうという協議とか連携機運といったものはあるのですか。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 まず、費用負担につきましては、空知管内24市町均等割になります。事業の連携といいますのは、砂川市の場合は商工関係でも、まちぷらとかといましてまちの魅力発信とかという形ではそれぞれ協力してございますし、他のまちの状況は今手元に資料がないので、その辺は不明でございますけれども、砂川市の場合はそういう形で取り組みをしているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、99ページの移住定住促進に要する経費で建物等借り上げ料というのがあるのですけれども、ここはまた新たに何かお試しハウスを借りるというようなものなのか、それとも既存の借りているものに対する借り上げ料という負担なのかということなのですか、その辺はいかがですか。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 移住定住促進住宅の部分の建物借り上げ料につきましては、私ども今3棟体制で運営してございますが、1棟は市立病院の旧医師住宅をお借りしてございます。そちらの部分の借り上げ料と、そのほか民間住宅で一昨年から借りているものが継続して3年目ですか、借りているものが1棟、それからもう一棟は昨年移住を体験された方がその棟を購入いただきましたので、その後1棟が不足しているのですけれども、それを今公募をかけているところでございまして、その分の3棟の分の建物借り上げ料という形になってございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今答弁を聞いてそうだと思ったのですけれども、たしか1棟は移住者の方が購入されて、1棟不足しているような状況だったのですけれども、この予算の中で建物等借り上げ料が出ているのですが、当然建物の躯体ですとか築年数によって金額といったものは変動してくるところがあるのかと思うのです、一般的に考えて。そうすると、今

後新たに公募をかけようとしているものは月額幾らぐらいで公募をかけようとしているのか、その辺は今原課でどう考えていますか。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 市の借り上げの規定によりますと、固定資産の評価額から算出してございます。今1棟借りている部分は、北光で借りている分が一番高いのですけれども、それが5万円程度になってございます。中古住宅で一応募集をかけているものから、固定資産の評価額から割り出すと5万円程度が平均といいますか、価格になってございますが、大体3万5,000円から5万円という形で、予算的には5万円を計上しているものがございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 例えば公募をかけることも大事なことなのですけれども、市のホームページを見れば建築住宅課が所管になるのかもしれないけれども、住み替え支援協議会か何か、土地とか建物とかを売りたいとか、貸したいとかというのが市のホームページでも紹介されていると思うのですけれども、あそこの中の住宅の所有者とも何か交渉するとかをして確保することができないのか。つまり移住定住のためのお試しハウスといったものを市としては、市内全域のどこでもいいとは私も言いませんけれども、ある程度まちなかにある住宅をターゲットにしているのか、例えば北光園の近くだったら眺望とかも一つの売りとして使えると思うのですけれども、その辺ただ空き家があるから公募で募集をかけて、どこでも応募してくださいというようなものなのかどうかということと、2つあるのですけれども、その場所的なものと、もう一つは市がホームページで紹介している売りたいとか、貸したいとかと出している物件の所有者と交渉するようなことはできないのか、その辺はいかがですか。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 住宅の所管になるのですけれども、そちらの住み替え支援の部分の登録物件につきましては当然私どもの交渉の範囲で交渉はしてございますし、その他移住定住促進協議会の中の委員さんにそれぞれ業界の方がいらっしゃいますので、その部分につきましては情報を密にしながらやっているところでございます。

先ほど炭鉄港の関係で炭鉱の記憶の負担金関係で私ご答弁申し上げましたが、2万円一律とご答弁申し上げましたけれども、失礼しました。額が違ってございまして、炭鉱産業とのかかわりの深い市町である、夕張、芦別、赤平、三笠は8万円、歌志内、上砂川は6万円、それから人口の部分もございまして、それでいうと岩見沢市が6万円、滝川市が4万円でございますので、残り美唄、砂川、奈井江、栗山、沼田が2万円という形になってございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 間に違うところが入ってしまったのですけれども、間違いではなく続け

ていきますけれども、市のホームページで紹介している人は基本的には売りたい人もいるかと思えますけれども、本当に買い手がつくまでの間、何年間かわかりませんが、なかなか今金額の折り合いがつかなくて、買い手もつかないといった住宅もあるとは聞いておりますので、幅広く公募をかけるのもいいのですけれども、少なくとも今売りに出そうという方は、その家屋については今のところ今後自分たちで使う予定がないということで多分市のホームページにも登録して出していると思えますので、まずはそういったところの所有者とも交渉はしているというようなお話があったのですけれども、先ほどそうは言いながらも公募というようなお話が出たので、なかなかそのところの条件はまとまらないものなのかどうか。つまり市のホームページで販売用に出されている住宅の中には、まちなかであって普通の日常生活をする上では利便性の高い場所も結構あるかと思うのですけれども、その辺移住者の方が来たときに、砂川に移住者というか、お試し暮らしで来た方が将来砂川を移住候補としようとしたときに、また昨年と同じようにできれば気に入って家まで買ってくれば、すごくそれはいい循環にはなると思うのですけれども、そういう意味でもまちなかの利便性の高い場所はお試しハウスの候補としては非常に魅力的だと思うのです。その辺はどういう感触なのかをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 住宅状況の募集の感触でございますけれども、実は空き家が多い状況は、長期の空き家は結構あるのですけれども、移住に適したといいますか、私どものすぐ借りれる状況にあるというのがなかなかない状況も1つございます。それから、市場という言い方が適切かどうかわかりませんが、実際に不動産業者に出る前に実は借り手がついてしまうというような状況もありまして、時期の問題と料金の問題と場所の問題もあるかと思えます。場所も先ほど市内の利便性が高いようなところで空き住居があるのではないかとということでございますけれども、なかなか苦戦しておりますが、情報を広くしまして募集をかけているというような状況でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その辺は当然市内にある不動産を営んでいる方と情報の、その方が入っている協議会等を通じながら情報の交換はしていると思えますので、お試し暮らしに来ていただいて砂川のよさを理解していただいて、ここに書いてある目的の移住定住が実現してくればいいと思っておりますので、その辺はしっかりとこの予算が通ったら取り組んでいただきたいと思えます。

次に、同じく99ページなのですけれども、地域おこし協力隊に要する経費で377万6,000円、総額が上がっているのですが、今年度、平成30年度をもって政策調整課にいらっしゃる移住定住を担当していた地域おこし協力隊の方が任期が切れるということだと思っております。当然次も引き続いて同じような任務を、つまり移住定住の任務を担当した地域おこし協力隊の方を募集しようとは思っておりますけれども、この募集に当たっては、

今はまだ予算が通っていませんから大きな動きがないのかどうかということなのですが、行政ですから、見切り発車で予算も通っていないのに募集をかけるのは難しいところがある反面、地域おこし協力隊の募集というのはどこも今結構苦戦していると。いい人材というか、早くに募集がかかったところに人材がすぐ流れていってしまって、その後募集をかけてもなかなか人自体が集まらないといったことがあるのですけれども、この辺募集に至るまでのプロセスというか、手続的なもの、時期的なもののは今原課の中でどうスケジューリングをしているのかをお伺いします。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 地域おこし協力隊の任期は36カ月でございますので、6月末に任期が切れるのですが、募集につきましては30年度の予算に経常費で計上させていただいておりますので、募集はもう既に終了してございます。1月21日から2月20日だったですか、募集をかけてございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 多分そうだと思うのです。ことしに入ってからだと思うのですけれども、北海道新聞に砂川市が地域おこし協力隊募集と、北海道新聞って月曜日に職業の募集欄が出るのですけれども、カラー刷りというか、色がついて募集が出ていたのが、あれが多分政策調整課の地域おこし協力隊の募集だったと思うのですけれども、実際問題としてその募集をして、今現在応募というか、問い合わせ的なものがあるのかどうかということなのですが、せっかく予算を計上しているのに問い合わせもないと、また募集方法も工夫していかないといけないのかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 北海道新聞の広告、たしかジョブキタだったと思うのですけれども、現隊員の募集も実はそちらでかけまして、その広告を見て応募いただいたというような経緯でございます。今回につきましてもそちらのほうに掲載はしてございますが、今現在1人書類選考中という形で、応募があったところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 同じく99ページの第7期総合計画策定に要する経費で、先ほど小黒委員の質疑もあったので、委員の選任に関しては大体大まかなことはわかったのですけれども、第6期総合計画を策定するときにも常任委員会等の質疑で触れたのですが、一般公募の方は募集しても集まりにくいといったところもあって、かといって市民の幅広い意見を募ろうと思えば、アンケートだけではうかがい知れないところというのは直接会議に出てお話を伺うのが必要なかと思っているのですけれども、この辺は委員会を開くスケジュールというのも決まっていると思うので、公募をかけても人数が埋まらないとき、欠員が生じて人数が埋まらないときの対応なのですけれども、その辺といったものはどのようにされていこうとしているのか。つまりまた特定の方にこちらから指定してお願いするとい

うようなこともなかなかできないわけでありまして、よその大きな自治体ではよく無作為抽出ですとか、機械的に行政でこの地域の行政が持つ、正式名称が出てきませんけれども、大体どの世代でどういった方が住んでいるのがわかるので、それも無作為抽出と言ってもいいのかもしれませんが、そういった形をお願いをするという方法をとっているようなところもあるのですけれども、その辺というのは砂川市としては第6期の策定に当たっての経緯も含めてどのように第7期では考えているのか、その辺はいかがですか。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 第6期の経緯につきましては、公募委員が7名という形で進んでございますが、砂川市の総合計画の委員会の設置の条例もございまして、中身につきましては学識経験のある方、それから各団体の代表、それからその他の委員という形でございます。21名が総数でございますので、それが充足しない場合についてどうかということでございますが、まずは学識経験のある方、それから各団体の方から順次お願いをしていくことになろうかと思えます。これからの10年間の計画でございますので、それぞれ責任のある団体の方から責任を持った計画づくりに参画をしていただくというような趣旨からしても、それぞれ学識経験、各団体というようなこともございますので、そういった委員を選びたいと思っておりますし、今回自治法の改正の中で議決を要する件に条例改正してございますけれども、ここについても議員さんたちにもそれぞれ参画をいただきながら、ご意見もいただきながら一定のものを作成することになりますと、無作為抽出でそういった委員さんを選んでいくということが果たしてなじむのかというような議論もございまして、今回は私どもが無作為抽出をかけるような計画ではありません。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 例えば学識経験者を選ぶにしても、どういった方を選ぼうとしているのかということと、それからあと市内の各団体も今までもいろいろな審議会とか、庁舎建設が最近ではホットピックになってますけれども、今後は駅前地区の開発についてももしかすると何かそういった動きができるかもしれませんけれども、大体顔ぶれが、小さなまちなので、多くの方が役職を兼務されていたりとかして層が固定化してくると。幾ら組織がかわっても個人はかわらないわけですから、考え方がなかなか固定観念から変わっていかないといったところもあるので、今後の大事な砂川の10年を決めていく計画になるわけですから、その辺の人選のあり方も各団体の皆さんとも協議をして、どういった方々を出していただくのか。それは、各団体が自主的に人の派遣を考えるといいながらも、札幌みたいな都市部ではないので、どうしても団体もだんだん弱体化というか、人数が少なくなっている中で、皆さんいろいろな本業を持ちながらご苦労されていると思うのですけれども、最終的にはマンパワー不足といったところが大きいのかと思っています。ですので、その辺を行政として委員に委嘱するのはいいのですけれども、そういったところについてはどう対応していこうとしているのか、あるいは各団体と協議していこうとしているのか

をお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 これからの委員の選任の件だと思いますが、マンパワー不足といいますか、各団体ともそれぞれ人手が不足しているとか、事務をとる方がいないとかという形でそれぞれの場面で言われていることですが、そうはいつでもそれぞれボランティアで活動されている方、手弁当で活動されて方がたくさんおられまして、それぞれまちづくりに対して造詣をお持ちの方がたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方に広く参画をいただきながら7期の計画を立てていきたいと思っております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 例えば先ほど条例の中の委員の条件といったものを3つ挙げていただいて、確かにそのとおりに書いてあるのですけれども、これは法的に可能かどうかをお伺いしたいのですけれども、昔砂川市がやっていたように議会から議会代表としてそういう審議会に人を派遣するときに、先ほど条例の中では市長が特に認める者というのが3号ぐらいに要件としてあるのですけれども、そういったもので恒常的に対応できるのかどうか。実際に実務上やるときには、また議会の問題も出てきますし、執行機関の考えもあるので、できるかどうかは実務の運営上はわからないのですけれども、その辺はもしそういうことをしたいといったときにはできるものなのですか。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 各種審議会の一部に総合計画の審議会もなるのですけれども、過去にそれぞれの審議会に議員さんが参画いただいて協議をしていただいた経過もありますけれども、一定の時期にそれについては議会からの代表の者はやめましょうという決まりができたのかと私どもは思っております。決して、うちの条例も市長が認めたものということですが、排除はしておりませんが、そういう決まりがあるとなれば、そこに従っていくのが私ども事務方の選考になるかと思っております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今の答弁を私なりに理解すると、条例上とかではそれは禁止されているものではないので、今のお話は、私も議会運営のルールを精査していないので、全部は見えていないのですけれども、議会の中のルールだとすれば、その辺は議会でルールを変えれば可能性もあるのだろうと。ただ、それがいいかどうかはまた別問題ですけれども、そういう理解をさせていただきました。

終わります。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第2項徴税费、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第3項戸籍住民基本台帳費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第4項選挙費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第5項統計調査費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第6項監査委員費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第3款民生費の審査は、3月11日に行います。

◎散会宣告

○委員長 辻 勲君 本日はこれで散会します。

散会 午後 3時30分